

平成30年9月農業委員会定例会議事録

日時	平成30年9月20日（木）午後1時37分～	
場所	さぬき市役所3階 301・302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号～2号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第3号～5号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第6～9号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第10号～13号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第14号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第1号)
日程第7	青年等就農計画の審査について	(会長提出議案第15号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第16号)
日程第9	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	なし	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 松村昌憲副主幹	
農林水産課	杉浦寿課長補佐	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長）	<p>ご案内申し上げました平成30年9月農業委員会定例会の定刻がまいりましたので開会いたします。</p> <p>皆さんこんにちは。足元の悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。秋の作物の植え付けはできたでしょうか。時間がなく、なかなか地拵えができにくいと思います。先日のフォーラムについては、皆様のご協力のおかげで、盛大にできましたことに対しお礼を申し上げます。農地パトロールが、今月より始まっておりますので、農業委員、推進委員それぞれ協力して、無事に終えるようお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日の議題であります。各案件につきましては、円滑なご審議ができるようご協力のほどお願いして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認等を行っていると思いますのでよろしくお願いたします。なお、本日、新規就農の案件があり、事前に各地区の代表者及び会長職務代理者と私の7人で、聞き取り調査を行っていますので、のちほど地区代表者から報告いたしますので、よろしくお願いたします。さて、本日の出席は18名中18名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言いたします。では、議事録の署名ですが私のほうから指名させていただきます。15番十河委員、16番藤澤委員よろしくお願いたします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告をお願いたします。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項に基づく通知について、第1号は売買のため解約することを報告。</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第2号までを議題とし一括上程します。なお、今月の議案で第1号が●●委員、第2号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、それぞれ別に審議と致します。はじめに、●●委員の関係する議案である議案第1号の審議に入ります。</p> <p>それでは、●●委員の退席を求めます。</p>
	<p>（●●委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号については、●●●●●●の案件です。譲受人の所有地については、全てふれあい農園に貸していますが、本年末に農地に復元して営農する予定です。申請地と併せて、一体利用する計画です。下限面積を満たしております。権利は所有権移転を伴うものです。いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。</p>

議長（会長）	事務局からの説明が終了いたしました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
松岡浩二委員	現地については、9月18日に農業委員と推進委員で確認しました。所有地と申請地を一体的に利用する計画です。ご審議よろしくをお願いします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第1号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号につきましてお諮りします。議案第1号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号を原案のとおり認めることと致します。 退席されている●●委員の再入場を認めます。 (●●委員 入場)
議長（会長）	続きまして、●●委員の関係する議案である議案第2号の審議に入ります。 それでは、●●委員の退席を求めます。 (岩澤委員 退席)
議長（会長）	事務局から説明を求めます。
事務局	議案第2号については、●●●●●●の案件です。第2号については、経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。権利は所有権移転を伴うものです。いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終了いたしました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
十河道夫委員	法人と貸借していた農地です。特に問題はありません。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第2号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

佐藤恭一委員 第1号の除斥対象者になる方は、理解できますが、第2号議案で地元農業委員が除斥対象となるのは、どうしてですか。地元農業委員が一番分かっていると思うのですが。

議長（会長） ●●委員さんは、法人●●の構成員で、関係があるので除斥となります。

佐藤恭一委員 はい。それは、分かっています。だから、事情がよく分かっているのに、除斥するのは、どうかと思います。先ほどは業者だから、平等性を保つから退席させるのは、分かりますが、一番事情が分かる人を退席させるやり方は、良いのでしょうか。

十河道夫委員 ●●地区の農業は一人だけではない。私もいるし、推進委員もいるので事情は分かる。

佐藤恭一委員 一番事情を分かっている人ではないのか。構成委員なのでしょう。

十河道夫委員 私は、構成委員も法人の代表者さんも知っているのに、分かります。

佐藤恭一委員 私の言いたいのは、地元の農業委員が除斥になったのは、なぜかです。

十河道夫委員 これまでに●●●●が除斥になった案件と同じだと思います。

佐藤恭一委員 はい。分かりました。

議長（会長） 他に質疑はありませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号につきましてお諮りします。議案第2号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第2号を原案のとおり認めることと致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 入場）

議長（会長） 日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第3号から第5号までを議題とし一括上程致します。なお、今月の議案で第3号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

事務局より説明を求めます。

事務局

今回の非農地証明願い案件は全体で3件あり、面積にして12,055㎡、12筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。
議案第4号は、平成元年頃から約30年耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議案第5号は、平成元年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、長尾地区、の関係案件ですので代表委員から調査結果の報告をお願いします。

十河道夫委員

資料の写真のとおりでございまして、問題はないです。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。
議案第4号及び第5号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員

「質疑なし。」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第4号及び第5号につきましてお諮りします。議案第4号及び第5号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第4号及び第5号を原案のとおり認めることと致します。
続きまして、●●委員の関係する議案である議案第3号の審議に入ります。
それでは、●●委員の退席を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長）

事務局より説明を求めます。

事務局

第3号は、昭和60年頃から約30年耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、の関係案件ですので代表委員から調査結果の報告をお願いします。

松岡浩二委員	9月18日に農業委員と推進委員で確認しました。現地は、写真のとおりであり、問題ないです。ご審議よろしくお願ひします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第3号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第3号につきましてお諮りします。議案第3号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第3号を原案のとおり認めることと致します。 退席されている●●委員の再入場を認めます。 (●●委員 入場)
議長（会長）	日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第6号から第9号までを議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の第4条案件は4件あり、面積にして1,231㎡、5筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第6号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。無断転用です。併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。 議案第7号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●です。農振個別除外事前協議済です。併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。 議案第8号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●●です。無断転用です。併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。 議案第9号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●です。無断転用です。併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議長（会長）	事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●●●地区の代表委員から報告をお願いします。
楠豊委員	第6号については、無断転用ですが、是正ということであり、地区としては、止むを得ないこととしております。また、第7号について、事務局の説明のとおりであり、地区としては、認めることとしております。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員から報告をお願いします。
蓮井セツ子委員	第8号、第9号について、9月18日に現地を確認しました。事務局の説明のとおりであり、無断転用ですが、是正ということであり、地区としては、止むを得ないこととしております。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第6号から第9号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号から第9号につきまして、お諮りします。議案第6号から第9号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号から第9号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第10号から第13号を議題とし一括上程致します。なお、今月の議案で第11号が寒川委員の関係議案になり、除斥対象になりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の第5条案件は4件あり、面積にして3,300㎡、6筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地です。農振個別除外事前協議済です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●●の設定です。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。 議案第12号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地です。転用目的は●●●●●●●●で、権利は●●●●●●●●●●です。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響

はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議案第13号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●で、権利は●●●●●●●●●●です。併せ利用地があります。4条許可を平成●●年●月●●日に得ております。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、●●度地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区からお願いします。

小川義洋委員 第10号については、問題ありません。第12号について、現況は、農地性がありません。雑種地みたいになっています。申請地の周りに農地はありませんが、宅地があります。農業委員会で問題提起することではないかもしれませんが。周りの住宅の方に意見を聞きました。太陽光発電設備に隣接している住宅の方から反射熱で気分が悪くなる。窓を開けると一面ソーラーばかりで心が落ち着かない結果、病院に行った。窓を閉めてエアコンかけるので電気代が多くかかる。水路には、反射熱によりあお草が茂り、排水が悪くなる。また、水路清掃を自分たちでしている。ソーラー設置者が転売して、責任を逃れ困っている。このような苦情があります。今回の申請については、宅地の近くに設置するようになっています。農業委員会として、考慮せずに可否をしていいのでしょうか。土地改良区の方についても、このような生活環境ことも考慮して意見を必要があるのではないのでしょうか。皆さんのご検討をお願いしたいと思います。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十河道夫委員 第13号について、現地は太陽光発電設備を設置しております。是正ですので、止むを得ないです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。議案第11号を除く議案第10号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

岩崎治樹 第12号は、無断転用ですか。

会長職務代理者

小川義洋委員 現地は、地上げをしている。草刈はしている。農地性は、ないように思うが。

事務局 第12号ですが、石積をして、地上げした当時は、作物を栽培していました。ただ、その後、栽培できなくなったようである。

事務局	隣接同意については、申請地の周辺に農地がある場合は、周辺に影響を及ぼすのかの判断をするために同意書等の添付をお願いしている。宅地等については、同意書の添付は、求めています。ただし、事業をする上で事業者の説明責任は、あると思っています。
小川義洋委員	事業者が、十分説明しましたと口頭で言っているだけで了解していいのか。
事務局	書類審査では、周辺の農地について、影響があるのか判断するので、関係ないです。
小川義洋委員	住居に影響があるのにそのまま許可していいのですか。
岩崎治樹 会長職務代理者	先般、土地改良区の会がありました。その際、地元土地改良区総代の同意や排水同意についての議論がありました。地元土地改良区総代さんは、責任をもって同意の判断をしてもらいことを言いました。
小川義洋委員	太陽光発電設備を設置した後の水路の管理は、どうなるのか。
岩崎治樹 会長職務代理者	水路管理している地元管理者と事業主との話し合いによると思います。草刈等についても同様と思います。
小川義洋委員	こちらの方でも何等かの形で確認できるようにしておかなければいけないと思いますが。
岩崎治樹 会長職務代理者	地元土地改良区の方が重要ではないかと思いますが、
岡村義弘委員	土地改良区総代の同意を求められる時があるが、図面がないので、どうなるのか分からない。これで同意するのは、難しいと思う。図面を添付してほしい。
小川義洋委員	土地改良区の方にも自覚してほしいところがある。
岡村義弘委員	水利組合が同意しているから同意しているようなところがあるので、図面があれば、よく分かるのだが。
楠豊委員	土地改良区の方は、同意する時の現地は見ないのですかね。
岩崎治樹 会長職務代理者	土地改良区の総代さんによると思います。
岩澤佳宣委員	これまでの合併前の土地改良区では、地区ごとに総代がいたが、土地改良区が合併して、組織が大きくなり、総代が減り、代表総代の地区の範囲が広がり、全て把握できないようになっている。そのような中で判を押している状況であ

る。

岩崎治樹
会長職務代理者 分からない場合については、地元関係者に相談して、判断するように言いました。

岩澤佳宣委員 合併した弊害がでてきているようである。

議長（会長） 人数が減り、範囲が広がり、目が届かなくなったと言うことでしょうか。

岩澤佳宣委員 全く知らないようである。土地改良区がどのようなものか分かってない。分からないことがあれば、判をつくべきでない。

議長（会長） それはそうですね。

小川義洋委員 しかし、それで議題に挙がってきて審議しているのですよ。

岩澤佳宣委員 同意して挙げられており、整っているのだから仕方ないと思います。

岩崎治樹
会長職務代理者 土地改良区の事務局へも地区に詳しい人は、誰なのか業者へ指導、助言するよう言っている。

岩澤佳宣委員 土地改良区の方から変えてもらわないとどうにもならない。

岩崎治樹
会長職務代理者 これについては、先般の土地改良区の会の折、言っている。

議長（会長） この中で、土地改良区の係りをしている方はいますか。

（4名挙手あり。）

十河道夫委員 土地改良区での審議について、細やかにできるよう、周辺関係者や総代と複数人数で現地へ行くとかできるよう、指導方法を検討し実行したいと思っている。

議長（会長） 他に質疑はありませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案11号を除く議案第10号から第13号につきまして、お諮りします。議案第11号の除く議案第10号から第13号について異議ありませんか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第11号を除く議案第10号から第13号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。</p> <p>続きまして、●●委員の関係する議案である議案第11号の審議に入ります。それでは、●●委員の退席を求めます。</p> <p>（●●委員 退席）</p>
議長（会長）	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●●●で、権利は●●●●●●●●●●です。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。</p>
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、●●●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。
岡村義弘委員	<p>農業委員と推進委員で現地に行きました。図面どおりではありませんでした。現地には、境界杭もありませんでした。資料22ページに図面がありますが、現況とあっていません。草が生えて、現況がどうなっているのか、確認できませんでした。隣接地との境界も分かりませんでした。太陽光発電設備をフェンスで囲って管理するようですが、空きスペースがあり、草刈等の管理できるのか疑問も上がりました。現地は、草が生え、境界も分からず、判断できないと意見が一致しました。</p>
議長（会長）	<p>地区代表委員の報告が終わりました。</p> <p>議案第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。</p>
岩崎治樹 会長職務代理者 事務局	<p>隣接地の同意や土地改良区の同意はどうなっているのか。</p> <p>隣接同意と土地改良区の同意は整っています。</p>
岡村義弘委員	境界はどのように見たのか。現況は、草が生えて現地が確認できない。
議長（会長）	遊休農地であり、転用できれば、解消にはなると思いますが。
議長（会長）	暫時休憩します。
議長（会長）	再開します。

岡村義弘委員 現地は、草が生えて、内容の確認ができていません。草刈をして現地を確認できるようにしてほしいです。

議長（会長） 現地の境界杭の確認等をしてからですか。

大塚ノブ子委員 草刈して現地の確認ができるようにしてからでどうでしょうか。

事務局 現地の草刈ができていないからダメなのではないでしょうか。

岡村義弘委員 図面と現地が違っているのではないのでしょうか。現地は段差があるように思うのですか。

事務局 3筆を整地して、太陽光発電設備を設置するものです。

佐藤恭一委員 農道と市道に段差があるのでは。断面図が違っているのではないのですか。

藤澤明委員 東西は水平で、南北に段差があるのでは。

岡村義弘委員 東西も南北も水平になっているのでは。

議長（会長） それでは、議案第11号につきまして、お諮りします。議案第11号について現地の草刈を行った後、確認し承認することとで異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号については、現地の草刈を行った後、確認し承認することとします。

退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 入場）

議長（会長） 日程第6 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第14号を上程致します。なお、今月の議案で8番が私の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。事務局から説明を求めます。

事務局 会長提出議案第14号についてご説明します。
整理番号1番は、香川県農地機構が実施している農地売買等事業により香川県農地機構が買い取りをした土地について売り渡しをするものです。●●委員立ち会いにより利用調整会議を開催し、本申請に至ったものです。
委員関係議案を除いて10件です。個人が3件、法人が1件、中間管理機構が6件

の合計で10件でございます。10件の内、新規8件、再設定2件でございます。10件の内、賃借権が2件、使用貸借権が8件でございます。賃借権の内訳として、2,000円が1件、5,000円が1件となっています。なお期間は、10年が4件、6年が3件、5年1ヶ月が1件、5年が1件、3年が1件となっております。以上でございます。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑に入ります。
なお、本案件につきましては一括して質疑に入ります。質疑等がある場合、整理番号指定の上、ご発言願います。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第14号について、整理番号8番以外のものについて原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることといたします。
続きまして、私の関係議案である整理番号8番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願いします。

岩崎治樹 それでは、●●委員の退席を求めます。

会長職務代理者

(●●委員退場)

岩崎治樹 では、事務局から説明を求めます。

会長職務代理者

事務局 委員関係の議案は、1件です。いずれも使用貸借権で期間は3年です。

岩崎治樹 説明が終わりました。質疑等はありませんか。

会長職務代理者

全委員 「質疑なし。」との声あり。

岩崎治樹 ないようですので原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

会長職務代理者

全委員 「異議なし。」との声あり。

岩崎治樹 では、原案のとおり認めることといたします。

会長職務代理者

退席されている●●委員の再入場を認めます。

(●●委員入場、着席)

岩崎治樹 議事進行を会長にお願いいたします。

会長職務代理者

議長（会長） それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） 暫時、休憩致します。

（資料配布）

議長（会長） 再開します。

それでは、会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。

事務局

農用地利用配分計画33件について説明します。貸付先は個人が13件、法人が20件で、設定する権利については、賃借権が18件、使用貸借権が15件となっております。期間は、9年11ヶ月19件、5年11ヶ月8件、5年3件、2年11ヶ月3件となっております。利用内容は、水稻、麦が中心となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） 無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認いたします。

議長（会長） 日程第7 青年等就農計画の審査について、会長提出議案第15号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

農林水産課

認定新規就農者認定要に基づく青年等就農計画の説明。

●●●●さん、さぬき市●●●●●●●●●●番地、平成●年●月●●日生まれです。営農類型は、露地野菜です。

詳しくは、別紙青年等就農計画認定申請書をご覧ください。

議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区の関係案件ですので●●地区の代表委員から補足事項等がありましたら報告をお願いします。
芳竹和政委員	事務局の説明のとおりであり、坂出の野菜を作る法人で研修を積んでおり、また、近隣で農地を借りて耕作しており問題はありません。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第15号について質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、青年等就農計画の審査について議案第15号についてお諮り致します。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。
議長（会長）	日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第16号を議題と致します。事務局より説明を求めます。
農林水産課	農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。 ●●●●さん、さぬき市●●●●●番地、昭和●●年●月●日生まれです。営農類型は、水稻、露地野菜、作業受託です。 ●●●●さん、さぬき市●●●●●番地●●、昭和●●年●月●●日生まれです。営農類型は、水稻、麦、作業受託です。 ●●●●●●●●●●さん、さぬき市●●●●●●●●●●番地●、昭和●●年●●月●日設立です。営農類型は、酪農です。 ●●●●●●●●●●さん、坂出市●●●●●●●番地、昭和●●年●●月●●日設立です。営農類型は、採卵鶏です。 ●●●●・●●●さん、さぬき市●●●●●●●●●●番地、昭和●●年●月●日、昭和●●年●月●●日生まれです。営農類型は、露地野菜、水稻です。 詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので各地区代表委員から補足事項等がありましたら報告をお願いします。●●地区代表委員からお願いします。
楠豊委員	事務局の説明のとおりであり、地域の農家より農地を借りて規模拡大を図り、地域の中核農家でありますので、問題ありません。

議長（会長）	続いて●●地区代表委員から補足事項はありませんか。
蓮井セツ子委員	●●さんは親子で経営していて、頭数の増、生産量の拡大の計画である。●●●●●は、たまごや、直売所を増やす等経営規模拡大の計画であり問題ないです。
議長（会長）	続いて●●地区代表委員から補足事項はありませんか。
小川義洋委員	事務局の説明のとおりであり問題ありません。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第16号について質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第16号についてお諮りいたします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。
議長（会長）	本日、上程の議案については以上ですが、日程第9その他です。事務局からお願いします。
事務局	農家相談の各地区の日程について、津田地区は、11月21日午前9時30分から午前11時30分までで津田支所で開催、大川地区は、11月22日午前9時30分から午前11時30分までで大川支所で開催、志度地区は、11月21日午前9時30分から午前11時30分までで本庁で開催、寒川地区は、11月22日午後2時00分から午前4時00分までで寒川支所で開催、長尾地区は、11月21日午後2時00分から午前4時00分までで長尾支所で開催することを報告した。 8月から実施している農地パトロールの各地区の状況や今後の実施予定日について報告した。また、農地パトロールの活動報告書の提出方法について説明をした。 申請人が墓地を無断転用している所有農地の取り扱いについて、提案説明する。3条申請について、申請者の譲渡人が無断転用の墓地を所有している場合は、申請を受付することを提案した。また、墓地を含んだ申請地の所有権移転等をしようとする場合は、墓地部分を分筆して受付することを提案した。 5条申請について、申請者の譲渡人が無断転用の墓地を所有している場合は、申請を受付することを提案した。また、墓地を含んだ申請地の所有権移転等を

	しようとする場合は、墓地部分を分筆して受付することを提案した。
議長（会長）	質疑等はありませんか。
佐藤恭一委員	分筆は、何のためにするのか。分筆しても墓地は残るのでは、ないのか。
事務局	墓地の無断転用を解消するには、骨を除くか、墓地を取り除く方法しかなく、無断で墓地をしている人が、多い状況である。3条申請で農地を売買で所有権移転する時は、無断転用の墓地があるため申請できないようなことになっている。
佐藤恭一委員	分筆登記に農地の売買代金程度に費用がかかるのにそこまでしないのでは、ないか。
事務局	無断転用の違反しているのだから、認めるわけには、いけない。
佐藤恭一委員	そういう申請地があった場合、分筆までして申請は、出てこないと思う。
事務局	3条の申請で、墓地が立っている農地について、売買する場合、墓地まで売買して名義変更することはないと思いますので、墓地部分について、分筆していれば受付はできる取り扱いの提案です。
佐藤恭一委員	4条、5条はどうか。
事務局	4条、5条は県が認めない。土地所有一覧を添付するようになっている。
佐藤恭一委員	3条については、分筆していれば受け付でき、4条、5条は分筆してもだめであるということですね。
事務局	4条、5条は、所有地一覧表を添付するので、登記地目が田で現況が墓地であると解消しなければ、だめである。
事務局	4条、5条については、県が許可するものであり、無断転用があれば解消しなければ新たな許可はしない取り扱いとなっている。3条については、農業委員会が許可するものであり、農業委員会として、墓地のあった場合の3条申請について、説明した提案で取り扱いしたいものです。 また、佐藤委員が言っていたとおり、無断転用があればだめなのが原則です。ただ、墓地を建てているのが多くあり、それがあつために遊休化した農地等の売買ができない状況となっている。また、そういう方の相談を受けており、それを解消するために提案しているものである。4条、5条については、県許可であり、県が認めないとだめですが、3条については、遊休地の解消にも繋がるので、墓地を所有して

	いても認めますが、ただし、申請地に墓地があれば、分筆して申請する取り扱いでの提案です。
佐藤恭一委員	4条、5条については、無断転用の墓地があるので申請はだめなのですね。3条だけ緩めても仕方ないのでは。
岩崎治樹 会長職務代理者	緩める訳ではない。3条でも分筆しなければならない。
佐藤恭一委員	4条、5条申請時に墓地あれば、申請できないのに、3条申請だけ認めるのは、おかしいのではないかと。
岩崎治樹 会長職務代理者	一つの案である。農地を守ることを前提があるのでこの取り扱いでどうかとの提案だと思う。
事務局	最初は、3条、4条、5条も含めて、検討していたが、事業者の所有地一覧の提出があるため、そこに墓地があると無断転用扱いとなり、認めないこととなっている。先月、●●委員さんから相談があった、遊休農地解消のための3条申請の件で、申請者に墓地があり、墓地の解消をしない限り3条許可申請ができず、困っているので、今回、3条だけでもできないか提案させていただいているものです。ただし、墓地は無断転用なので、申請地に墓地がある場合は、墓地部分を分筆して申請できるという取り扱いで提案しているものです。
議長（会長）	皆さん分かりましたでしょうか。分からなければ、事務局まで問い合わせて下さい。
事務局	今、ここで、決めて頂きたいのですが。
小川義洋委員	3条だけは、いいのですか。
岩崎治樹 会長職務代理者	分筆すればいいです。
小川義洋委員	3条でも。
岩崎治樹 会長職務代理者	そうです。
事務局	申請地に墓地があり、墓地まで含めて売買して所有権移転することは、考えられないと思いますので、墓地部分については、分筆するということです。
小川義洋委員	墓地のない部分だけはいいのですか。
事務局	いいです。この土地を売りたいが、こちらに墓地がある場合はいいです。申請地の中に墓地がある場合は、墓地の所有権移転までは、しないと思います。分筆して、

	農地だけの申請をして下さいということです。
小川義洋委員	墓地のない農地はいいのですか。
事務局	いいです。
佐藤恭一委員	でも、4条、5条はだめですよ。
小川義洋委員	3条だけのことを確認しています。
議長（会長）	それでは、3条の取り扱いとして、申請地の中に墓地がある場合、墓地を分筆して取り扱いをするということで、よろしいですか。
全委員	異議なし。
議長（会長）	では、そのように決定します。
議長（会長）	続いて事務局から未だありますのでお願いします。
事務局	西日本豪雨災害の義援金について、ファーマーズフォーラム2018について、来月の定例会開催の予定についてそれぞれ報告する。 下限面積にいて、40アールの継続であることを報告した。また、理由として、農地の細分化による非効率の経営や零細農家の増加を防止する観点からこの状態を維持することとなっていることを説明した。 また、審議案件として、農業経営基盤強化促進法について、現在の40アールから20アールに緩和することを提案説明した。内容としては、最長3年、作物は、施設園芸を中心とするもので、新規就農や遊休農地の抑制にかかるものとし、本年の11月審査の取り扱いとすることを説明した。
議長（会長）	事務局の提案説明について、異議ありませんか。
全委員	異議なし。
議長（会長）	それでは、承認することと致します。
議長（会長）	続いて、農地集積進行状況の報告を各地区代表からお願いします。 津田地区から、報告をお願い願います。
楠豊委員	特にありません。
議長（会長）	大川地区お願いします。

蓮池セツ子委員	特にありません。
議長（会長）	志度地区お願いします。
小川義洋委員	特にありません。 別件で、生活環境課を通じて連絡があった害虫の発生について、状況と駆除の対応について報告する。
議長（会長）	寒川地区お願いします。
芳竹和政委員	特にありません。
議長（会長）	長尾地区お願いします。
寒川巧委員	前山、多和、塚原地区ですが、若い方が集まって、農地を集積できるように、組織を作って経営することが必要であると推進委員といっしょに提案しています。
議長（会長）	農地集積専門委員から何かありましたらお願いします。
農地集積専門員	特にありません。
議長（会長）	他に何かありませんか。
全委員	「なし。」
議長（会長）	以上をもちまして、平成30年9月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（16時23分閉会）

各議案の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について

賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・青年等就農計画の審査について

賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・17名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 15番

署名委員 16番